

久喜市コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

久喜市コミュニティセンター条例施行規則（平成22年久喜市規則第185号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表に次のように加える。

久喜市桜田コミュニティセンター	久喜市桜田コミュニティセンター	午前8時30分から午後5時まで
-----------------	-----------------	-----------------

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 久喜市桜田コミュニティセンターの利用に関し必要な手続きその他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。